

令和8年度 健康診断受診に係る助成事業実施要綱

一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が従業員の健康保持及び疾病の早期発見を図るために実施する健康診断の受診に係る費用の一部を助成（以下「助成金」という。）することにより、労働者の健康管理の推進及び労働災害の防止に資することを目的とする。

また、助成金の支払いに関し必要な事項を定めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「健康診断」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律57号）第66条の規定に基づき実施される健康診断をいう。

2 本要綱において助成対象となる健康診断の種類は、第4条に定めるところによる。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、協会会員事業所に雇用されているトラック運転者とする。

(助成対象となる健康診断)

第4条 助成の対象となる健康診断は、次に掲げるものとする。

- (1) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条に規定する雇入時健康診断
- (2) 同規則第44条に規定する定期健康診断
- (3) 同規則第45条に規定する特定業務従事者健康診断

(健康診断の検査項目)

第5条 助成の対象となる健康診断は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条に規定する、次に掲げる検査項目を受診したものとする。

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
 - (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - (3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
 - (4) 胸部エックス線検査
 - (5) 血圧の測定
 - (6) 貧血検査（血色素量及び赤血球数）
 - (7) 肝機能検査（AST、ALT及びγ-GTP）
 - (8) 血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール及び中性脂肪）
 - (9) 血糖検査
 - (10) 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
 - (11) 心電図検査
- 2 前項の規定にかかわらず、医師が労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき、省略することができると思えた検査項目については、この限りでない。
- 3 健康診断に付随して実施される検査のうち、労働安全衛生規則第44条に基づく法定項目以外の検査（以下「オプション検査」という。）については、助成の対象としない。
ただし、次に掲げる検査については、この限りでない。
- (1) ○1 検診（眼底検査）
任意項目ではあるが、交通安全対策の観点から推奨する。
 - (2) ○2 検診（便潜血検査（2回法））
大腸がん検査として実施するものとする。

(人間ドックの取扱い)

第6条 人間ドックその他任意の健康診断を定期健康診断として受診する場合については、労働安全衛生規則第44条に規定する検査項目を満たす場合に限り、本要綱における健康診断とみなすことができる。

(助成対象人数及び助成回数)

第7条 助成対象人数は、1事業者につき申請時点において協会に登録されている車両数の範囲内とする。ただし、車両数が30台を超える場合は、助成対象人数の上限は30名とする。

2 助成は、雇用されているトラック運転者1人につき年度内1回とする。ただし、特定業務従事者(深夜業務等を行う従業員)は、法令に基づく健康診断の実施回数の範囲内で申請できるものとする。

3 助成対象人数の算定は延べ人数(受診回数ベース)とし、同一人が複数回受診する場合は、受診回数分を人数として算定する。

(助成額)

第8条 助成額は、受診者1名につき3,000円を上限とする。

2 前項の助成額は、会員事業者が負担した費用を対象とする。

3 健康診断に要した費用が第1項に定める助成額に満たない場合は、当該実費額を上限として助成する。

4 助成は、会費の未納がない会員事業者に限り行う。

(助成対象期間)

第9条 令和8年4月1日から令和9年3月5日までに健康診断を受診し、かつ助成金申請書を提出したものを助成対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、支部及び本部主催の健康診断については、助成金申請書の提出を要しないものとする。この場合において、当該年度内に支払い処理が完了するものについては、前項の期間後であっても助成対象とする。

3 支部及び本部主催以外の健康診断について、令和9年3月6日以降に受診する場合は、同年3月5日までに申請書様式1を提出し、かつ同年3月18日までに支払い完了を証する書類を提出したものに限り、助成対象とする。

(助成金の申請)

第10条 会員が助成金の交付を受けようとする場合には、次のとおりとする。

(1) 支部及び本部主催の定期健康診断を受診した場合

助成金申請書の提出は不要とし、健診機関からの受診料請求金額から助成額を控除することにより、助成を実施する。

(2) 上記以外の健康診断を受診した場合

会員は、次に掲げる書類を添えて協会へ申請するものとする。

① 「健康診断助成金交付申請書(請求書)」(様式1)

② 健康診断を実施したことを証する請求書等の写し。

③ 健康診断の支払いを証する領収書等の写し。

※従業員が立替払いを行った場合は、当該領収書に加え、当該従業員が当該事業者に属することを証する書類の写し(運転日報、点呼記録簿、運転者台帳その他これらに類するもの)を添付しなければならない。

(健診機関の申請取扱)

第11条 前条(1)を実施した健診機関は、健康診断実施後、受診者数を協会に報告し、協会から助成額の報告を受けるものとする。協会からの助成額の報告に基づき、助成額分を控除して会員へ健康診断料金の請求をするとともに、助成額を協会あてに請求するものとする。

(助成金の支払い)

第12条 協会は、10条(2)及び前条の規定により、交付決定した助成金について、健診機関又は会員へ支払うものとする。

(助成金の返還)

第13条 本協会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき
- (2) 本要綱に違反したとき
- (3) その他本協会が不相当と認めたとき

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、本協会が別に定める。

(実施期間)

本要綱は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までを実施期間とする。

以上

